

第 27 号議案

豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年豊川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 4 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 14 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、<u>並</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 4 (略) 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前 3 項の規定は、第 14 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第

びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(介護休暇)

第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第14条の2 (略)

(子育て部分休暇)

2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第14条の2 (略)

第14条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子の養育（負傷又は疾病により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある特定期間にある子の介護を含む。）をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、特定期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、豊川市職員給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認）

第15条 特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（規則への委任）

第16条 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前

（特別休暇、介護休暇及び介護時間
の承認）

第15条 特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間
については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（規則への委任）

第16条 （略）

項に規定する事項を知らせなければならない。
い。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
い。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第17条 (略)

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第17条 (略)

(豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第24条 (略) 2 勤務時間条例第13条の規定により市長が定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。） 、勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第14条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇に相当	(部分休業の承認) 第24条 (略) 2 勤務時間条例第13条の規定により市長が定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。） 又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間 の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間 の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項の特別休暇に相当

する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇に相当する休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇に相当する休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年豊川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第15条（略） 2 職員が市長の定めるところにより部分休業、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、<u>前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	（給与の減額） 第15条（略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをい

	う。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	--

（豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年豊川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第20条（略） 2 職員が管理者の定めるところにより部分休業、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第20条（略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号

）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、子を養育する職員の仕事と育児の両立を支援するため子育て部分休暇を創設し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。